

(意見書案第5号)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の  
処遇改善と雇用安定に関する意見書

総務省の調査によると、平成29年度における北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤等職員は、延べ6万3000人に上り、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっている。また、正規職員と同様の働き方にもかかわらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規と非正規の間で賃金・労働条件の格差は拡大する一方である。

こうした中、平成29年5月11日に成立した地方公務員法及び地方自治法の一部改正法では、新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」として、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めている。

よって、政府においては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

釧路市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

} 宛